

4月11日以降の対策について

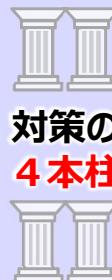
再拡大防止期間の延長

▽ 本県及び全国の感染状況等を踏まえ、4月10日が期限の「**再拡大防止期間**」を**5月15日まで延長**
→ 「第6波」の特徴等を踏まえた「**4本柱**」対策の継続を基本としつつ、
春のイベント・ゴールデンウィーク期間における**人流活性化等**で見込まれる**感染リスクの低減**を図る

再拡大防止期間 (3/22-**5/15**)

第6波の特徴等を踏まえた対策

- ① ワクチン3回目接種の加速化
- ② 教育・保育現場での感染防止対策の強化
- ③ 高齢者施設・障害者施設での感染抑止・事業継続
- ④ テレワーク・時差出勤等の更なる推進



対策の
4本柱



期間延長に当たってのポイント

▶ これまでの要請内容を継続

〔※国のマニュアル改訂等を踏まえ、学校における部活動等の運用を一部変更〕

▶ GW前後の移動・会食機会の増加で見込まれる感染リスクの高まりに配慮

〔※移動・行事等そのものの自粛要請ではなく、移動等に伴う**感染防止対策の徹底**を呼びかけ〕

新型コロナワクチンの追加接種等の推進について

県民の皆様は、大型連休前に各市町村の接種会場・県の大規模接種会場で接種いただくようお願いいたします。

1 追加接種の実績と計画 (3/31時点)

	12月(実績)	1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(計画)	5月(計画)	接種者数のうち () は大規模接種センター分の内数
対象者 [累計:人] 【A】	357,274	748,361	1,062,030	1,429,844	1,718,585	1,826,380	
接種者数 [累計:人] 【B】	17,688 (292)	132,878 (20,162)	586,060 (75,275)	942,255 (134,187)	1,352,518 (189,187)	1,609,208 (245,187)	
B/A	5.0%	17.8%	55.2%	65.9%	78.7%	88.1%	
供給ワクチン [累計:人分]	304,965	624,915	1,119,885	1,563,405	2,116,275		

2 対象区分ごとの追加接種の実績と対応方針等 (3/31時点)

	医療従事者等・ 高齢者(65歳以上)	一般 (18~64歳)	一般 (12~17歳)
対象者[人] 【A】	746,997	1,093,675	119,122
接種者数[人] 【B】	645,079	297,176	—
B/A	86.4%	27.2%	—
対応方針等	希望者への接種は概ね完了→未接種者への働きかけを継続	4月以降、約40万人が接種可能となる →新規対象者を中心に早期接種を呼びかけ	3/25から追加接種の対象に追加される
	大規模接種センター	・企業接種枠やエッセンシャルワーカー優先枠の継続 ・1・2回目未接種者の初回接種を再開	

3 小児接種(初回)の状況と対応方針等 (3/31時点)

	小児(5~11歳)
対象者[人]	130,506
接種者数[人]	9,730
対応方針等	・4/2までに全市町村が接種開始 ・保護者が接種について適切に判断できることが重要 →ワクチンの効果や副反応等の情報発信を継続

4 障害福祉施設・介護施設等の接種状況

障害福祉施設 (3/28日現在)	3回目接種 の割合	対象: 2,000箇所 回答: 559箇所 回答率: 27.9%
職員	73.4%	※全職員又は全通所者・入所者に対する接種者の割合
通所者・入所者	42.8%	
介護施設等 (3/14日現在)	3回目接種 の割合	対象: 4,328箇所 回答: 1,230箇所 回答率: 28.4%
職員	81.8%	※全職員又は全通所者・入所者に対する接種者の割合
通所者・入所者	72.0%	

(参考) 4/5時点の入院者 (N=112人) の内訳 ※不明1名除く

未接種	1・2回目	3回目
39人／399,506人	58人／914,685人	14人／967,798人

※ワクチン未接種・各回数接種の入院者数／未接種・各回数接種者全体

学校（教育機関）・保育所等における感染再拡大防止のための要請

- 年明け以降、学校や幼稚園・保育所等で、クラスターが複数発生。
- 学校の教育活動の継続により学びを保障するとともに、子育て世帯の就業環境を支えるため、継続して学校や幼稚園・保育所等の対策徹底が必要。

- ▶ それぞれの学校や幼稚園・保育所等において、あらためて感染対策を見直し、引き続き対策を徹底いただくようお願いします。
 - ▶ 学校の部活動については、高体連・高文連主催その他の公式全国大会及びそれにつながる大会に向けた必要最小限の活動をお願いします。

教育・保育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

○学校活動全般に関する対応

- ◇ 4月1日に改訂された国の衛生管理マニュアルに基づく対策を確認の上、これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ、基本的な感染対策を再徹底する。
- ◇ 年度始めの学校行事においては、学校の状況に応じて確実に感染対策を講じる。
- ◇ 新年度を迎える、進学等で活動範囲が変化していることを踏まえ、改めて「新しい生活様式」の実践について注意喚起を図る。

○部活動における対応

- ◇ 高体連・高文連主催その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加は可。
 - ◇ 上記大会に向けた活動及び練習試合等については、宿泊を伴わない範囲で可。
 - ◇ 専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上で活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、移動時の換気・3密回避といった対策は確実に行うこと。
- ※ 今後の感染状況の推移によって、対応の変更を検討する。

○市町村教育委員会への依頼

市町村教育委員会に対しても、上記の取組を依頼する。

教育・保育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

○幼稚園等への支援アプローチ（新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置）

感染クラスターが発生したり、感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し、専門的見地から指導・助言、研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続

- 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)，私立の小・中・高等学校
- 内容：電話・メールによる相談，研修講師派遣

○私立高等学校等へのアプローチ

- ・私立高等学校に対して、オンライン授業や分散登校の実施についての対応を依頼
- ・部活動については、県立学校と同様の対応を依頼

保育現場における感染防止対策の徹底について

保育現場では、陽性者が発生し、全面休園も見られるものの、保育が継続されており、引き続き感染対策を行い、必要に応じてこれらの事業を活用し、保育の継続を図っていただくようにお願いします。

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言（112回実施済）、依頼に応じて出張研修会を開催（14回実施済）※R4.3.31時点

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～

保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始

早期のワクチン接種を奨励

（令和4年1月18日、1月27日、2月10日、3月2日付け）

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 応援職員派遣事業

事業継続

近隣園や複数園を持つ法人内での応援派遣のための旅費等の支給

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

事業継続

● 事業継続に向けた危機管理体制

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 代替保育の財政支援特例措置 (一時預かり事業の実施)

事業継続

保育所等は原則開所となるものの、職員・園児等に感染が確認された場合には、濃厚接触者の範囲を踏まえ、休園や一部開園の実施などを判断

→休園となった場合、公民館や児童館等で新たに一時預かり事業を実施する場合の財源を措置、地域の実情に応じて市町村が実施（体制整備への上乗せ補助：約45万円／月など）

【参考】感染者発生施設等における対応状況 ※3月は3月31日時点。

	延べ施設数			計	休園状況 (構成比)
	R4.1月	R4.2月	R4.3月		
全面休園	18	52	54	124	53.7%
一部休園	0	12	16	28	12.1%
休園なし	7	48	24	79	34.2%
計	25	112	94	231	

※対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

高齢者・障害者施設における感染再拡大防止のための要請内容

高齢者・障害者施設においては、これまで対策を実施いただいているところではあります、これらの事業を活用するなど、感染対策を徹底していただくようお願いします。

●施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニング等感染症対策の助言の取組等

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月14日～

介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内

(令和4年1月13日付,1月27日付,2月16日付,2月24日付,3月9日付,3月14日付)

【問合せ先】高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554

●サービス継続等に係る補助

感染防止

事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ

介護職員、看護職員が24時間体制で対応

(医師はオンコール対応)

令和3年3月1日運用開始 (169人受入)

【問合せ先】

長寿社会政策課 ☎022-211-2556

●事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった介護士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

<高齢者施設>

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣

【問合せ先】長寿社会政策課 ☎022-211-2554

<障害者施設>

県内の障害児者入所施設で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人16法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】障害福祉課 ☎022-211-2558

●検査体制の強化

早期探知

検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施 (延べ256,751件)

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【県内全域・事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態 措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、**出勤者数の削減の目標**を定め、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、**時差出勤、自転車通勤等の人の接触を低減**する取組を強力に推進すること。

まん延防止等 重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等により、**出勤者数の削減の取組**を推進するとともに、**接触機会の低減**に向け、職場に出勤する場合でも**時差出勤、自転車通勤等**を強力に推進すること。
- ✓ **在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人の接触を低減**する取組を推進すること。

その他地域

- ▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、現行の要請を継続

3月22日から5月15日まで

- **在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人の接触機会の低減**に努めること

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【宮城県庁における取組】

○テレワーク勤務と時差勤務の積極的運用による感染リスクの低減

- ・在宅勤務用端末を使用したテレワーク（例：濃厚接触待機職員、ハイリスク職員）
- ・所属職員のローテーションによるテレワーク（例：計画的テレワーク実施職員）
- ・時差勤務（始業開始7:00～10:00最大3時間の時差）の積極的運用

○庁内業務のオンライン化等による非接触感染対策

- ・ウェブ会議の推進（自席でのオンライン打合せを積極的に運用）
- ・県民からの相談、申請手続き、打合せ等について、Zoomやメール等を活用した非対面対応の推進
- ・出張の必要性の精査及び出張時の感染予防策の徹底

県民への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

3月22日から5月15日まで

【法24条第9項に基づく要請】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食・食事を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では 認証店※1などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること
※ 1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること※2
※ 2：ワクチン未接種の方は特に注意すること
- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること

5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以下で会食すれば差し支えない
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること

〔※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。〕
10

飲食店への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続／県有施設を含む)

2月1日から5月15日まで

【法24条第9項に基づく要請】

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
 - ※ 「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証の状況に関わらない要請
 - ※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。
 - ※ 5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以内であれば会食して差し支えない
- カラオケ設備を提供する場合は、**利用者の密の回避、こまめな換気**、マイク等の**消毒**、**歌唱中のマスク着用**勧奨等、**基本的な感染防止策を徹底**する
- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等
- アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

要請	2月1日から5月15日まで															
事前手続等	① 「大声なし※1」の「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※2」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表 ※ 1「大声」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※ 2「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画															
開催制限等 〔法24条9項の要請〕	① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか <small>小さい方</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は 収容定員50%以内のいずれか<small>大きい方</small></td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%</td> </tr> </tbody> </table> ② 「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員まで</td> <td colspan="2">100%</td> </tr> </tbody> </table>				人数上限	収容率		5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか <small>大きい方</small>	大声なし 100%	大声あり 50%	人数上限	収容率		収容定員まで	100%	
人数上限	収容率															
5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか <small>大きい方</small>	大声なし 100%	大声あり 50%														
人数上限	収容率															
収容定員まで	100%															
感染防止等 〔法24条9項の要請〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること 															
県主催イベント	県主催イベントは「三密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における参加者等の行動管理、直行直帰の呼びかけを行うなど、 感染防止策の徹底を前提として開催 することを基本とする															

事業者・大学等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

対象	3月22日から <u>5月15日</u> まで
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人の接触機会の低減に努めること○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること
大学等	<ul style="list-style-type: none">○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること 特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること○ 学校内の行事は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

その他の施設への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

対象	2月1日から <u>5月15日</u> まで
その他の施設	<p>(全ての施設)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底○ 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <p>(イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <ul style="list-style-type: none">○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する

県有施設

県有施設については、上記に掲げる**感染防止策の徹底を前提として運営を継続**することを基本とする